

錦江町農業委員会 1 月総会議事録

○ 開催日時 平成29年1月25日(木) 午後3時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(18人)

会長	1 番	宿利原勝吉
代理	2 番	基 岸澄
委員	3 番	厚ヶ瀬博文
〃	5 番	平原 栄
〃	4 番	水流 豊美
〃	6 番	欠 番
〃	7 番	毛下 利美
〃	8 番	寺田 郁哉
〃	9 番	安水 純一
〃	10 番	牧原 昇
〃	11 番	元丸 敏朗
〃	12 番	鍋 康博
〃	13 番	徳永 哲朗
〃	15 番	畠中 正秋
〃	16 番	山中 徹
〃	17 番	鳥越 秀一
〃	18 番	樋渡 俊信
〃	19 番	鈴 一磨
〃	20 番	本釜 好子

○ 欠席委員(1人)

委員	14 番	貫見 和洋
----	------	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 永田宗成

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第32号 農地法第3条許可申請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第34号 非農地証明願いについて

議案第35号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議案第36号 平成27年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について

議 長	<p>只今より平成29年1月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は、貫見委員から欠席届けが提出されておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番 水流委員と8番 寺田委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第32号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第32号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号9号の譲渡人は、Y・Iさん、T在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字平和平1，009番1、地目は田、地積は206㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はH・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Hさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地2，340㎡、小作地1，696㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。</p> <p>本件については、裁判の判決によるHさんの単独申請となっています。</p> <p>経緯を少し申し上げますと、平成18年にHさんとY・Iさんのお父さんのTさんの間で〇〇万円で売買が成立し、その後移転登記等の手続きをしないまま平成25年にTさんが亡くなりまして、唯一の相続人のIさんに対して、相続登記、移転登記の手続きをするよう話をし登記手続きをする旨の回答をされたんです</p>

	<p>が、約束を果たさなかったため、今回、訴訟を起こされ平成28年12月17日にHさん勝訴の判決確定したということで、今回の申請になっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。質疑はありませんか。</p>
5 番 平原委員	<p>ちなみに場所はKドライの隣です。</p>
8 番 寺田委員	<p>坪〇万円ということやらいな。</p>
事務局	<p>行動沿いですので、宅地並みで買われたんだと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第32号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第32号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第33号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は87筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第33号のうち、受付番号467号から471号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第33号のうち、議案第467号から471号までを説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号467号から469号までの貸し人はO・Kさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は467号が神川字二子塚8155、地目は畑、地積は1,067㎡ 468号が神川字二子塚8125、地目は畑、地積は948㎡、469号が神川字二子塚8129、地目は畑、地積は1,014㎡で、3筆の合計は3,029㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で22,000円となっています。</p> <p>借り人は、F・Tさん、M町在住の方です。</p> <p>Fさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者2名、雇用が2人で200日、小作地20,049㎡で、シキミを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック、管理機各1台、ビバー2台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は4番 水流委員です。</p> <p>次の470号の貸し人はY・Mさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字宮下1,859番1、地目は田、地積は206㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年1月26日から平成31年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、A・Kさん、M町在住の方です。</p> <p>Aさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、小作地206㎡で、水稻、インゲンを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、軽トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は5番 平原委員です。</p> <p>次の471号の貸し人はS・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字平石前137番、地目は田、地積は1,453㎡となっています。</p>

	<p>貸付期間は、平成29年2月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は米2俵となっています。</p> <p>借り人は、O・Kさん、H自治会在住の方です。</p> <p>Oさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地5,570㎡で、水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、田植機、コンバイン各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は7番 毛下委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号467号から469号までについて、4番 水流委員お願いいたします。</p>
4番 水流委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>受付番号467号から469号までの借り人のFさんは、シキミを主体とした経営をされています。まだSの方に圃場を借りておりますけれども、圃場の周り等も綺麗にされています。まだ35歳という若さで、奥さんと2人で頑張っておられます。検討の方をよろしく願いたします。終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号470号について、5番 平原委員お願いいたします。</p>
5番 平原委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>このAさんはM町から、これだけの田んぼを来る訳では無いですが、他にもあります。場所的には山の下で影なんですけど、そこも作っておられて、この圃場では馬鈴薯を最近植えられています。いつも綺麗にされていますので、何ら問題は無いかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号471号について、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
7番 毛下委員	<p>はい。報告します。</p> <p>この田んぼは、Nさんが借りておられましたけれども、契約途中で返してOさんに借りてほしいということで、新規になりました。Oさんはもう何回も出て来</p>

	<p>るんですけれども、何でも綺麗に、まめにやっておられますので、心配無いと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第33号のうち、受付番号467号から471号までを採決します。 お諮りします。 議案第33号のうち、受付番号467号から471号までは、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第33号のうち、受付番号467号から471号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第33号のうち、受付番号472号から485号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第33号のうち、議案第472号から485号までを説明いたします。 先ず、472号、473号の貸し人はT・Sさん、N自治会在住の方です。 申請地は472号が田代麓字御手洗133番4、地目は田、地積は1,443㎡、473号が田代麓字湯ノ谷168番1、地目は畑、地積は510㎡で、2筆の合計は1,953㎡となっています。 貸付期間は、平成29年1月26日から平成38年12月14日までで、小作料金は全部で米1俵となっています。 借り人は、S・Mさん、N自治会在住の方です。 Sさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地8,811㎡で、水稻、養鶏を主体とした経営をされています。 農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、</p>

田植機、バインダー、ハーベスター各1台となっています。

次の474号の貸し人はI・Iさん、B自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字郷ノ尾3, 806番1、地目は田、地積は1, 387㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り5, 000円となっています。

借り人は472号と同じ、S・Mさんです。

次の475号の貸し人はK・Mさん、N自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字湯ノ谷194番2、地目は畑、地積は1, 036㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は5, 000円となっています。

借り人は472号と同じ、S・Mさんです。

次の476号の貸し人はM・Yさん、N自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字湯ノ谷194番1、地目は畑、地積は630㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成33年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は472号と同じ、S・Mさんです。

次の477号の貸し人はO・Tさん、K市在住の方です。

申請地は、田代麓字牟田ヶ迫4, 021番2、地目は田、地積は1, 306㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り5, 000円となっています。

借り人は472号と同じ、S・Mさんです。

次の478号、479の貸し人はK・Kさん、K市在住の方です。

申請地は478号が田代麓字郷ノ尾3, 804番1、地目は田、地積は550㎡、479号が田代麓字牟田ヶ迫4, 021番1、地目は田、地積は1, 270㎡で、2筆の合計は1820㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は8, 000円となっています。

借り人は472号と同じ、S・Mさんです。

次の480号の貸し人はK・Sさん、B自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字湯ノ谷144番1、地目は田、地積は905㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成38年12月14日までで、小作料金は10a当り5,000円となっています。

借り人は、K・Tさん、M町在住の方です。

Kさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者1名、小作地863㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、ハーベスター各1台となっています。

受付番号472号から480号までの担当調査員は、12番 鍋委員です。

次の受付番号481号の貸し人はH・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は、神川字河崎2,626番2、地目は田、地積は478㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は米(粳)2俵となっています。

借り人は、N・Kさん、K自治会在住の方です。

Nさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者1名、自作地14,570㎡で、花木を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、動噴各1台となっています。

次の受付番号482号の貸し人はH・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は、神川字寺ノ上4833番、地目は畑、地積は3,182㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。

借り人は、K・Kさん、K自治会在住の方です。

Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地10,436㎡、小作地1,500㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック、田植機、コンバイン、管理機各1台となっています。

次の受付番号483号の貸し人はB・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は、神川字坂ノ上4777番1、地目は畑、地積は1,502㎡となっ

ています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成31年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。

借り人は、F・Yさん、K自治会在住の方です。

Fさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地5,278㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機各1台となっています。

受付番号481号から483号までの担当調査員は、13番 徳永委員です。

次の受付番号484号、485号の貸し人はO・Tさん、K市在住の方です。

申請地は484号が田代麓字崩内2,342番3、地目は田、地積は1,334㎡、485号が田代麓字崩内2,342番4、地目は田、地積は592㎡で、2筆の合計は1,926㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で9,000円となっています。

借り人は、Y・Yさん、Y自治会在住の方です。

Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地28,131㎡、小作地65,783㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、軽トラック3台、掘り取り機、ツル払い機各1台となっています。

受付番号484号から485号の担当調査員は、18番 樋渡委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号472号から479号までについて、12番 鍋委員お願いいたします。

12番
鍋委員

それでは説明いたします。

今回の9件の案件は、昨年までに利用権の再設定がなされなかった分であり、当初貸借人の関係で他の委員の方に振り向けられていましたが、今回土地の所有者の方々が、私の担当する麓地区の方々であったために、改めて耕作者を探しまして、利用権設定に結びついた分であります。場所につきましては、皆様も田代中央運動場をご存じのことと思いますが、その横に麓川と長谷川の2つの河川があります。半下石方向からの流れである長谷川を上流の方へと遡って行く途中の道路沿いに点在しております。先ず、運動場から300m程進むと、474番、478番の郷ノ尾、

それからここより500mぐらい先に、472番の御手洗があります。そこからさらに200m程先に、477番と479番の牟田ヶ迫があります。そしてさらに少し遡った先に473番、480番、475番、476番の湯ノ谷字があるというような農地の所在の位置関係になっております。借り人のS・Mさんですが、12月にも説明をさせて頂いておるのでご存じと思いますが、地鳥の生産及び採卵の販売を中心に、特殊米の栽培もされておられます。鳥は現在700羽程度だそうですが、およそ1000羽を目標とされておられるようで、それに向けて現在土地を借りている場所を中心とした集約化で規模拡大したいので紹介して欲しいとの相談が、前々から受けておりまして今回成立したものです。錦江町の定める要件はクリアしていると認められますので問題は無いと思います。

次に、K・Tさんですが、この方はM町の元のZ小学校の側に住んでおられまして、OにあるN農場に勤めながら、農業をされておられるということでした。今回のいきさつは、現在、叔父にあたるN・Sさんという方の水田1反6畝を借りて米作りをされておられますが、隣接地であったKさんの水田9畝が再設定されなかったことを聞きつけられて相談がありました。地主さんとも話し合いの結果成立したものです。Kさんは圃場の管理も良くされておられました。また、水利組合等への協力もしっかりされておられるとの情報も得られました。以上のことから何ら問題は無いと思います。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

次に受付番号481号から483号までについて、13番 徳永委員お願いいたします。

13番
徳永委員

はい。481号のN・Kさんはお兄さんと2人でN造園、いわゆる緑化業をやっている弟さんのN・Kさんです。この481号の田んぼは、12月まで口頭契約で別の方が借りておられたところを、病気がちということで解約されましたので、N・Kさんが、たまたま自分のお母さん名義の田んぼの隣ですので、露地野菜を作りたいという申し出がありまして、Hさんと契約がなった場所です。田んぼはお母さんの田んぼの隣ですけれども、家もN・Kさんの家と続いておりますので、毎日の手入れも出来るということで、口頭契約ではなくて農業委員会を通じて利用権設定を結んだ場所です。Nさんの方は、トラクター、管理機いろいろと持っておられますが、朝晩ここは作業できるということですので、何ら管理上の問題は無いと思います。

482号のK・Kさんの土地は、口頭契約でもう10年以上Hさんと口頭契約を結んで耕作している土地ですが、481号のNさんが利用権設定を結ぶということになったことから、Hさんの方からK・Kさんの分も利用権設定を正式に結びたいという申し出がありまして結び直した分です。K・Kさんは、ご両親と奥

	<p>さんを含めて4人で作業されております。Kさんは兼業農家ではありますが、日曜日の度に両親と一緒に田んぼ・畑を耕作されておりますので、何ら問題は無いと思います。</p> <p>483号の土地は12月で利用権設定が切れた場所です。前任者が辞退されたので、いろいろ探してF・Yさんに話をしましたところ、快く引き受けられた方です。Fさんは露地野菜を中心に、1人ですが頑張っておられます。他の借りている耕作地も全て良く管理をされております。何ら問題は無いというふうに考えております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号484号、485号について、18番 樋渡委員お願いいたします。</p>
18番 樋渡委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>484号、485号の借り人はY・Yさんですが、Yさんがこの物件の両隣を含めて全部で2町歩以上作られておまして、今回相談したところ、快くここも引き受けてもらいました。Yさんは認定農家でもありますし、今現在管理もちゃんとしておられます。何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
1番 宿利原委員	<p>ちょっと聞きたいんですが、Sさんは鶏を700羽ということでしたが、どんな鶏ですか。ブロイラーじゃないんでしょ。</p>
12番 鍋 委員	<p>いや。地鶏です。それから米は、こっちの地元で作られている早期とか普通じゃなくて、どっか東北か北陸地方で耕作されている米の種を取って、それをこっちの水が薄い所なもんだから、合い中の季節に栽培をして、それを販売しているという話も聞いたりしているんですよ。そして主に玄米で売るような形で、どこか鹿屋の串良の所で取引先があって、販売をしているようなことを聞いています。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
13番 徳永委員	<p>補足します。483番の小作料金が1反5畝で3千円と、周囲の相場からすると安いんですが、ここは猪が出るんで前の方が止められた場所です。幾らでも良いからという話で3千円と決まりましたので、他の地域との参考とはなりませんので申し添えます。</p>

議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第33号のうち、受付番号472号から485号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第33号のうち、受付番号472号から485号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号のうち、受付番号472号から485号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第33号のうち、受付番号486号から553号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号のうち受付番号486号から553号までについて説明いたします。</p> <p>受付番号486号から553号までについては、鹿児島県地域振興公社が、農地中間管理事業により中間管理権を取得しようとするものです。</p> <p>農地利用配分計画案を配布してありますので、そちらもお目通し下さい。</p> <p>今回は田代地区の方でございます。右側の方に経営転換協力金、耕作者集積協力金の欄がございますが、ここに記載が無いものは、今までの基盤法から農地中間管理事業への載せ替えとなります。</p> <p>その中でK・T君がありますが、今後育成すべき農業者となっております。昨年4月に鹿屋農高を卒業した青年でございます。この方が新規就農者ということでございます。因みに地域集積協力金には取り組んでいないということでした。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
12番 鍋 委員	このTさんて、時々作業をするところを見るんですが、年齢歴には何歳ですか。

事務局	今19歳です。
議長	ただいま、事務局から報告がありましたが、質疑はありませんか。
議長	他にありませんか。
13番 徳永委員	Kさんの借りる田んぼは畔を取るんですか。
事務局	畔までは取らないようです。
8番 寺田委員	この契約者がいますよ。殆んど10年なんですが、作らないというときには、今度は中間管理機構が借り手を見つけるんですか。
事務局	借り手の方が途中で耕作を止めるというときには、もう一回借り手を見つけないといけないとなります。貸し手の方は仮に協力金を貰っても返還の義務はないとなります。ただ後を見つけて行かなければならないとなります。 基本的には公社を見つけなければならぬんですが、公社は実際見つけられませんが、町なり農業委員会で見つけることとなります。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第33号のうち、受付番号486号から553号までを採決します。 お諮りします。 議案第33号のうち、受付番号486号から553号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第33号のうち、受付番号486号から553号までについては、原案のとおり決定しました。

議 長	次に議案第34号 非農地証明願いについてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案第34号についてを説明いたします。 先ず受付番号2号の申請人はM・Hさん、U自治会在住の方です。 申請地は、田代麓字立神5, 147番410、地籍は6, 998㎡で、地目は台帳畑、現況は雑種地となっています。 14頁に位置図等を添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、2番 基委員です。</p> <p>次の受付番号3号の申請人はY・Yさん、B自治会在住の方です。 申請地は、田代麓字四本松3640番、地籍は1, 369㎡で、地目は台帳畑、現況は原野となっています。 15頁に位置図等を添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、12番 鍋委員です。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 先ず、受付番号2号について、2番 基委員お願いいたします。</p>
2番 基 委員	<p>はい。報告をいたします。 非農地証明ということで1月の18日、事務局3名と私と、本人N・Hさん立ち合いで調査をして参りました。中の図面は大変綺麗に写っているようだけれども、これは現状とは違います。この地域は2人の耕作者がいて、右側がNさん、左側がNさんということで、2筆になっております。 左下の方が原野、雑木が生えたりして非農地だと思います。左側は12年くらい前から茶を止めておられまして、これは今2mぐらいの高さになっております。これも農地じゃないということで見て参りました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号3号について、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。説明いたします。 受付番号3号のYさんの案件ですが、1月18日の午前11時に事務局3名と私の4名で現地の確認調査をいたしました。場所ですが、大根占から国道448号線を走って来て田代地区に入りますと、約600mぐらい先に左手に採石場が</p>

	<p>見えてきます。国道から採石場へ登って行く取り付け道路の途中にあり、突き当りの事務所より約100m程下側の所に位置していました。15頁の航空写真を見て頂ければ一目瞭然のとおりでして、雑木、或いは40年生の杉等で覆われておりました。明らかに非農地の状態であり、原状回復は大変厳しいものと判断されました。申請通りの許可に相当すると見られました。また、余談ではありますが、今回の申請地の裾野には人家が数軒ありまして、採石場の関係もあり、ここは土石流災害の指定もなされておる地域ですので、見方を変えて考えますと、緩衝帯の役割も担っているのではないかというふう感じた次第です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
19番 鈴 委員	<p>Mさんのこの件は、前は何だったんですか。</p>
2番 基 委員	<p>はい。茶園と田んぼでした。地目名は畑で米を作っていたという考え方で良いんじゃないかと思えます。今の右上は田んぼです。左側は茶園です。これはもう10年以上なって原野化、2mぐらいになって手の付けられない状況です。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第34号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第34号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第34号 非農地証明願いについては、申請のとおり非農地とすることに決定しました。</p>

議 長	<p>次に、議案第35号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第35号について説明します。</p> <p>今回は除外の申請ですが、申請者は、K（株）さんです。</p> <p>申請地は、田代川原字ロサイ2，136番3、地目は畑、地籍は3，391㎡のうち17.66㎡と田代川原字ロサイ2，136番4、地目は畑、地籍は2，742㎡のうち54.33㎡。それから田代川原字四本松1，964番2、地目は畑、地積は6，602㎡のうち62.59㎡なっています。</p> <p>この申請は、高圧電線鉄柱建設のため農用地区域からの除外申請となっています。</p> <p>担当調査員は貫見委員ですが、本日欠席のため、事務局から若干説明をさせていただきます。</p> <p>先ず、ロサイの現場ですが、23頁と27頁に写真が添付してありますが、大根田衛生組合の最終処分場の広域農道の道路向かいとなっています。</p> <p>それから四本松の現場ですが、31頁に写真が添付してありますが、辺志切自治会から鶴園集落に向かって町道がありますけれども、雄川の滝の展望所がありますが、そのちょっと手前の右側になります。</p> <p>このロサイ、四本松については、高圧電線鉄柱建設のため農用地区域からの除外であり、場所も畦畔を利用しながら必要最低限の面積だと判断されますので、止むを得ないものと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第35号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第35号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「異議なし」の声）</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第35号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第36号 平成27年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第36号について説明をいたします。</p> <p>この件につきましては、町長より平成27年度に実施した地籍調査のうち、神川地区の農地から農地以外へ地目変更297件と農地外から農地への変更40件、田代地区の農地からの地目変更が128件と農地外への地目変更が5件となっております。</p> <p>個別の変更内容につきましては、これから回覧します資料で確認をお願いいたします。</p> <p>調査地区としては、大根占地区が桜原自治会から神川中原自治会周辺。それから田代地区が上山ノ口自治会と新田、中尾自治会周辺となっておりますが、しばらくの間、それぞれの内容について確認、検討をいただいて、後ほど協議をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは、しばらくの間、資料を確認の上、検討をお願いします。</p> <p>しばらく休憩します。</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>それでは、内容を確認いただいたと思いますので、協議をお願いいたします。</p> <p>意見、質問など、ある方はどなたからでも結構ですので、出していただきたいと思います。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、特に意見がなければ採決に入ります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第36号 平成27年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第36号 平成27年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議については、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	以上で、平成29年1月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

8 番

議事録調整者 窪 和人